

静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例第3条第1項の林道の通行許可に係る審査基準（案）

1 通行許可の根拠規定

静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例（平成26年静岡市条例第138号。以下「条例」という。）第3条第1項

2 通行許可に係る法令の定め

条例第4条

（通行の不許可）

第4条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係る林道の通行が次のいずれかに該当するときは、これを許可しないことができる。

- （1）林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業のための通行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （2）林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- （3）林道の設置目的に反し、不適切であると認められるとき。
- （4）林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 審査基準

（1）全路線共通の審査基準

申請に係る林道の通行が条例第4条各号のいずれにも該当しないと認めるときに許可をする。

ア 条例第4条第1号の該当事例を例示すると、次のとおりである。

【例】大量の車両が頻繁に通行し、又は大型車両が頻繁に通行することにより、森林施業や農作業等の目的で通行する車両の通行に著しい支障となるおそれがあるとき。

イ 条例第4条第2号の該当事例を例示すると、次のとおりである。

【例】林道の通行の規格を超える台数の車両が通行し、又は林道の通行の規格を超える仕様の車両が通行することにより、林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に危険を及ぼすおそれがあるとき。

ウ 条例第4条第3号の「林道の設置目的に反し、不適切であると認められるとき」とは、当該林道の通行が、林道の設置目的である林業の振興、林道周辺の森林の有する多面的機能及び自然環境の保全並びに地域社会の発展に反するものと認められるときをいい、該当事例を例示すると、次のとおりである。

【例】森林法（昭和26年法律第249号）の規定に反する行為をしようとするとき。（森林法第10条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をしようとするとき、同法第34条の規定に違反して保安林内で立木の伐採等をしたとき等）

エ 条例第4条第4号の「林道周辺」とは、林道を介してアクセスできる範囲のことをいう。

「自然環境の保全に支障を及ぼすおそれ」があるか否かについては、各申請ごと、各種法令や南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）に照らして総合的に判断する。

（2）指定路線（林道東俣線）に係る審査基準の特例

指定路線に係る通行の許可の審査に当たっては、（1）に定めるもののほか次に定めるところによる。

静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例第3条第2項の路線の指定基準（平成26年12月12日適用）により林道東俣線を指定した理由（別紙）に照らして適当でないときは、条例第4条第3号に該当し、不許可とする。

上記の「適当でないとき」とは、次に掲げるとき以外のときをいう。

ア 次に掲げる業務のために通行するとき。

（ア）林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業

（イ）漁業

（ウ）有害鳥獣の駆除

（エ）林道の利用区域内の事業所、施設、設備等における業務（事業所等への物資の運搬、宿泊施設への送迎を含む。）

イ 治山事業、林道事業、砂防事業等を行うために通行するとき。

ウ 国又は地方公共団体の職員等が、公務のために通行するとき。

エ 国又は地方公共団体から委託を受けて業務を実施するために通行するとき。

オ 電気通信事業者が、電気通信事業のために通行するとき。

- カ 電気事業者が、電気事業のために通行するとき。
- キ 報道機関が、取材のために通行するとき。
- ク 林道の利用区域内の土地の地権者が、当該土地の管理のために通行するとき。
- ケ 次に掲げるときのうち、市長が必要があると認めるもの
 - (ア) 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画の施策を推進する事業、活動等のために通行するとき。
 - (イ) 山岳遭難の予防及びその対策等のために通行するとき。
 - (ウ) 自然、環境等の保護、調査、研究等のために通行するとき。
 - (エ) 学術研究のために通行するとき。
 - (オ) 学校の教育活動のために通行するとき。
 - (カ) 教育、教養等を目的とした写真、映像等の撮影のために通行するとき。
 - (キ) 業として写真又は映画を撮影するために通行するとき。
 - (ク) 地区の住民が慣習的な行事のために通行するとき。
- コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

別紙

静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例第3条第2項の路線の指定基準（平成26年12月12日適用）により林道東俣線を指定した理由

- 1 林道東俣線は、日常的に業務利用する者に対して必要最低限の安全管理措置を講じた道路を供用することを目的とした路線であるが、急峻な地形とぜい弱な地質による落石、崩土、路肩決壊等が発生しやすく危険箇所が多いため、開設目的以外の車両の通行を必要最小限に抑える必要があるため。
- 2 南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことにより、登山者や来訪者の増加が見込まれることから、地区の主要インフラである林道東俣線の車両の通行を制限し、林道の機能の保全並びに林道周辺の森林の有する多面的機能の保全及び自然環境の保全を図る必要があるため。
- 3 1及び2の理由から、全ての通行車両について通行の管理を行う必要があるため。